



発行 新潟県  
**第 28 号**  
 平成25年4月9日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 531 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 532 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 533 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 534 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 535 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 536 土地改良事業の工事完了届（農地整備課）
- 537 廃川敷地等の発生（河川管理課）
- 538 港湾施設の変更（港湾整備課）

公 告

- 危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催（消防課）
- 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催（消防課）
- 特定調達契約（物品の購入等）に係る競争入札参加者の資格（出納局会計検査課）
- 特定調達契約（庁舎等管理業務の委託）に係る競争入札参加者の資格（出納局会計検査課）

病院局公告

新潟県立がんセンター新潟病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザルの実施(病院局業務課)

公安委員会告示

- 17 新潟県風俗環境浄化協会の名称及び事務所の所在地の変更（生活安全企画課）

告 示

◎新潟県告示第531号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上越市の大潟町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成25年4月9日

新潟県上越地域振興局長

1 退 任

理事 上越市大潟町渋柿浜1900番地 渡邊 貞雄

退任年月日 平成25年4月4日

◎新潟県告示第532号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新発田市の豊浦郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成25年4月9日

新潟県新発田地域振興局長

1 就 任

理事 新発田市池ノ端 1234 番地 姉崎 康司  
(理事長)

〃 〃 天王 1520 番地 磯部 昭

” ” 荒川 5411 番地 齋藤 啓一  
 ” ” 下中ノ目 343 番地 小林 隆雄  
 ” ” 荒町 1479 番地 遠藤 敏雄  
 ” ” 本田乙 1407 番地 齋藤 耕一  
 ” ” 乗廻 400 番地 長谷川 義明  
 ” ” 松岡甲 1821 番地 小池 孝一  
 ” ” 北菘口 583 番地 二瓶 幸一  
 監事 新発田市浦 80 番地 五十嵐 勝雄  
 ” ” 竹ヶ花 242 番地 齋藤 裕之  
 ” ” 本田辛 905 番地 1 田村 敏美  
 就任年月日 平成 25 年 3 月 27 日

## 2 退任

理事 新発田市池ノ端 1234 番地 姉崎 康司  
 (理事長)  
 ” ” 則清 858 番地 齋藤 良一  
 ” ” 天王 1520 番地 磯部 昭  
 ” ” 三ッ樹 1226 番地 宮村 幸男  
 ” ” 本田甲 392 番地 長谷川 正  
 ” ” 松岡甲 1719 番地 渡邊 俊夫  
 ” ” 荒川 5411 番地 齋藤 啓一  
 ” ” 下中ノ目 343 番地 小林 隆雄  
 ” ” 荒町 1479 番地 遠藤 敏雄  
 監事 新発田市八幡 1341 番地 伊花 正敬  
 ” ” 本田丁 864 番地 笠井 弘司  
 ” ” 小坂 102 番地 金田 長明  
 退任年月日 平成 25 年 3 月 26 日

## ◎新潟県告示第533号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、北蒲原郡聖籠町の聖籠土地改良区の定款の変更を平成25年3月29日認可した。

平成25年4月9日

新潟県新発田地域振興局長

## ◎新潟県告示第534号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、十日町市の川西土地改良区の定款の変更を平成25年3月29日認可した。

平成25年4月9日

新潟県十日町地域振興局長

## ◎新潟県告示第535号

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成25年4月9日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
五泉市 伊藤 能徳ほか、17名	昭和	区画整理事業	新規	平成25年3月28日	第95条

## ◎新潟県告示第536号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成25年4月9日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
長岡市 越後ながおか農業協同組合	宮本広沢	区画整理（基盤整備促進）事業	平成25年3月19日

#### ◎新潟県告示第537号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年4月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 河川の名称  
一級河川 信濃川水系大平川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成25年4月9日
- 3 廃川敷地等の位置
  - ① 三条市長沢字大門517番5から517番7まで（大平川左岸）
  - ② 三条市長沢字大門517番8から522番8まで（大平川左岸）
  - ③ 三条市長沢字大門522番6から522番10まで（大平川左岸）
  - ④ 三条市長沢字下夕江389番6から字坊所167番10まで（大平川右岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 3,405.90平方メートル

#### ◎新潟県告示第538号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり変更する。

平成25年4月9日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

平成24年4月10日新潟県告示第551号指定分

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	中央ふ頭(東) 4号野積場	北蒲原郡聖籠町 東港2丁目地内	面積26,345.47平方メートル 未舗装

を

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	中央ふ頭(東) 4号野積場	北蒲原郡聖籠町 東港2丁目地内	面積30,635.94平方メートル 未舗装

に変更する。

公 告

危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催について（公告）

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり開催する。

平成25年4月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

### 1 講習会の期日及び場所

開催地	会場名(所在地)	実施期日
新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鑑西1-11-2)	平成25年6月13日
佐渡市	アミューズメント佐渡 (佐渡市中原234-1)	平成25年6月18日
糸魚川市	糸魚川建設会館 (糸魚川市南押上3-3-36)	平成25年6月21日
長岡市	長岡新産管理センター (長岡市新産2-1-4)	平成25年6月24日
上越市	上越人材ハイスクール (上越市高土町3-1-15)	平成25年6月26日 平成25年6月27日
新発田市	新発田市生涯学習センター (新発田市中央町5-8-47)	平成25年7月2日
新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鑑西1-11-2)	平成25年7月4日
十日町市	十日町地域地場産業振興センター(クロス10) (十日町市本町6)	平成25年7月11日
新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鑑西1-11-2)	平成25年7月18日
三条市	燕三条地場産業振興センター(メッセピア) (三条市須頃1-17)	平成25年7月23日
村上市	村上市民ふれあいセンター (村上市岩船3270)	平成25年8月26日
新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鑑西1-11-2)	平成25年8月29日
長岡市	長岡新産管理センター (長岡市新産2-1-4)	平成25年9月3日
南魚沼市	サンライズ南魚沼 (南魚沼市坂戸399-1)	平成25年9月5日
上越市	上越人材ハイスクール (上越市高土町3-1-15)	平成25年9月9日 平成25年9月10日
糸魚川市	糸魚川建設会館 (糸魚川市南押上3-3-36)	平成25年9月12日
新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鑑西1-11-2)	平成25年10月2日
柏崎市	柏崎エネルギーホール (柏崎市駅前2-2-30)	平成25年10月23日
上越市	上越人材ハイスクール (上越市高土町3-1-15)	平成25年10月28日
小千谷市	小千谷市総合福祉センター(サンラックおぢや) (小千谷市大字桜町5140)	平成25年10月29日

新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鏡西1-11-2)	平成25年11月5日
新発田市	新発田市生涯学習センター (新発田市中央町5-8-47)	平成25年11月7日
三条市	燕三条地場産業振興センター(メッセピア) (三条市須頃1-17)	平成25年11月14日
長岡市	長岡新産管理センター (長岡市新産2-1-4)	平成25年11月19日
新潟市	新潟テクノスクール (新潟市中央区鏡西1-11-2)	平成26年2月12日 平成26年2月13日

## 2 講習の対象者

危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において、現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者及び現に危険物の取扱作業に従事していないが、受講を希望する危険物取扱者とする。

## 3 講習時間等

受付時間 午前の講習の場合は、午前9時から

午後の講習の場合は、午後1時から

講習時間 午前の講習の場合は、午前9時30分から午前12時30分まで

午後の講習の場合は、午後1時30分から午後4時30分まで

## 4 受講申請受付期間

- (1) 講習期日が6月13日のときは、平成25年5月9日から23日まで
- (2) 講習期日が6月18日のときは、平成25年5月14日から28日まで
- (3) 講習期日が6月21日のときは、平成25年5月17日から31日まで
- (4) 講習期日が6月24日のときは、平成25年5月20日から6月3日まで
- (5) 講習期日が6月26日、27日のときは、平成25年5月23日から6月6日まで
- (6) 講習期日が7月2日のときは、平成25年5月28日から6月11日まで
- (7) 講習期日が7月4日のときは、平成25年5月30日から6月13日まで
- (8) 講習期日が7月11日のときは、平成25年6月6日から20日まで
- (9) 講習期日が7月18日のときは、平成25年6月13日から27日まで
- (10) 講習期日が7月23日のときは、平成25年6月18日から7月2日まで
- (11) 講習期日が8月26日のときは、平成25年7月22日から8月5日まで
- (12) 講習期日が8月29日のときは、平成25年7月25日から8月8日まで
- (13) 講習期日が9月3日のときは、平成25年7月30日から8月16日まで
- (14) 講習期日が9月5日のときは、平成25年8月1日から16日まで
- (15) 講習期日が9月9日、10日のときは、平成25年8月6日から20日まで
- (16) 講習期日が9月12日のときは、平成25年8月8日から22日まで
- (17) 講習期日が10月2日のときは、平成25年8月28日から9月11日まで
- (18) 講習期日が10月23日のときは、平成25年9月18日から10月2日まで
- (19) 講習期日が10月28日のときは、平成25年9月23日から10月7日まで
- (20) 講習期日が10月29日のときは、平成25年9月24日から10月8日まで
- (21) 講習期日が11月5日のときは、平成25年10月1日から15日まで
- (22) 講習期日が11月7日のときは、平成25年10月3日から17日まで
- (23) 講習期日が11月14日のときは、平成25年10月10日から24日まで
- (24) 講習期日が11月19日のときは、平成25年10月15日から29日まで
- (25) 講習期日が平成26年2月12日、13日のときは、平成26年1月9日から23日まで

## 5 受講申込先

新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル内

郵便番号 950-0965 電話番号 025-285-3490

公益財団法人新潟県危険物安全協会

## 6 受講手数料

4,700円分の新潟県収入証紙で納入

7 その他

- (1) 受講当日、受講者は免状を持参し、受付時に提出すること。
- (2) 受講申請書は、公益財団法人新潟県危険物安全協会及びその地区支会及び市町村消防本部（署）並びに新潟県防災局消防課に準備してある所定の用紙を使用すること。
- (3) この講習についての照会は、公益財団法人新潟県危険物安全協会及びその地区支会及び市町村消防本部（署）並びに新潟県防災局消防課へ行うこと。

工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催について（公告）

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり開催する。

平成25年4月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 講習の期日及び場所

講習区分	講習期日	講習会場
特殊消防用設備等	8月22日（木）	技術士センタービルⅠ
消火設備	7月23日（火）	新潟ユニゾンプラザ
	11月20日（水）	新潟ユニゾンプラザ
	11月27日（水）	ハイブ長岡
警報設備	7月24日（水）	新潟ユニゾンプラザ
	11月14日（木）	上越テクノスクール
	11月21日（木）	新潟ユニゾンプラザ
	11月28日（木）	ハイブ長岡
避難設備・消火器	7月25日（木）	新潟ユニゾンプラザ
	11月15日（金）	上越テクノスクール
	11月22日（金）	新潟ユニゾンプラザ
	11月29日（金）	ハイブ長岡

2 講習区分及び講習の対象となる消防設備士の種類

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類
特殊消防用設備等	甲種特類
消火設備	甲種第1類、甲種第2類、甲種第3類 乙種第1類、乙種第2類、乙種第3類
警報設備	甲種第4類、乙種第4類、乙種第7類
避難設備・消火器	甲種第5類、乙種第5類、乙種第6類

3 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項	2時間30分
(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項	4時間
(3) 効果測定	30分

4 受講申請手続

(1) 受付期間

① 7月講習及び特殊消防用設備等講習

平成25年6月17日（月）から平成25年6月28日（金）まで

② 11月講習

平成25年9月17日（火）から平成25年9月30日（月）まで

(2) 受付場所

新潟市中央区新光町10番地3 技術士センタービルⅡ 2階 一般財団法人新潟県消防設備協会

(3) 必要書類等

① 受講申請書（講習区分ごとに提出する。）

② 写真1枚（申請書提出前6ヶ月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルで正面無帽上半身のもの。受講申請書の写真欄に貼付する。）

③受講手数料 7,000 円（新潟県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼付する。）

5 その他

- (1) 受講案内書及び受講申請書配布場所  
一般財団法人新潟県消防設備協会、新潟県防災局消防課、県内消防本部及び消防署
- (2) 受講時に持参するもの  
消防設備士免状、受講票、筆記用具
- (3) 問い合わせ先  
一般財団法人新潟県消防設備協会 電話025-284-2420

**特定調達契約（物品の購入等）に係る競争入札参加者の資格について（公告）**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、新潟県が発注する物品の購入又は物品の製造の請負についての競争入札に参加しようとする者の平成25年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に平成26年3月31日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

平成25年4月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 調達をする物品等の種類

調達をする物品等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 文具事務機器類
- (2) 家具類
- (3) 印刷・印章類
- (4) 機械類
- (5) 薬品・肥飼料・資材類
- (6) 車両・船舶類
- (7) 燃料・油脂類
- (8) 工事用材料類
- (9) 雑類

2 競争入札に参加することができる者

- (1) 営業に関し許可、認可等（以下「許認可等」という。）を必要とする場合において、許認可等を受けている者
- (2) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上事業を営んでいる者（参加資格を有する者であって引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認められた者を含む。）
- (3) 後記3に規定する税について未納がない者
- (4) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けていない者
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

### 3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、物品入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

#### (1) 法人の場合

ア 法人の登記事項証明書（外国法人にあつては、知事が別に指示する書類。後記(2)についても同じ。）

イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表

ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類

エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類

オ 新潟県に事務所又は事業所（2以上の事務所又は事業所がある場合には主たる事務所又は事業所。以下同じ。）を有する法人にあつては、新潟県の県税納税証明書

カ 新潟県に事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法人税の納税証明書（外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

キ 消費税及び地方消費税の納税証明書

ク 前記2の(5)のア～キまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

#### (2) 個人の場合

ア 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人と見なされる者、同条第2項の規定により被保佐人と見なされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）

イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書

ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類

エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類

オ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書

カ 新潟県に事務所又は事業所を有しない者にあつては、所得税の納税証明書（外国に籍を有する者にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

キ 消費税及び地方消費税の納税証明書

ク 前記2の(5)のア～キまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

### 4 申請書類の作成に用いる言語等

(1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

### 5 申請書用紙の請求

申請書用紙は、新潟県出納局会計検査課で交付する。

申請書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「物品入札参加資格審査申請書用紙請求」と朱書し、あて先を明記した返信用封筒（角2号）に240円切手を貼って同封し、出納局会計検査課へ請求すること。

また、申請書用紙については、新潟県出納局ホームページから取得することも可能である。

### 6 申請の時期

平成26年3月31日まで随時受け付ける。

なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。

### 7 資格審査結果の通知

物品入札参加資格を有すると決定したときは、物品入札参加資格承認通知書により通知する。

### 8 資格の有効期間

物品入札参加資格決定の日から平成26年3月31日までとする。

### 9 申請書の提出先及び照会先



郵便番号950-8570  
新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県出納局会計検査課物品契約係  
電話025-280-5490(直通)

### 特定調達契約(庁舎等管理業務の委託)に係る競争入札参加者の資格について(公告)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、新潟県が発注する庁舎等管理業務の委託についての競争入札に参加しようとする者の平成25年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に平成26年2月28日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

平成25年4月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 調達をする庁舎等管理業務の種類

調達をする庁舎等管理業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 建築物清掃業務
- (2) 建築物空気環境測定業務
- (3) 建築物飲料水水質検査業務
- (4) 建築物飲料水貯水槽清掃業務
- (5) 建築物ねずみ昆虫等防除業務
- (6) 建築物空気調和用ダクト清掃業務
- (7) 建築物排水管清掃業務
- (8) 建築物環境衛生総合管理業務

#### 2 競争入札に参加することができる者

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の登録(以下「建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録」という。)を受けている者(知事がこれと同等の庁舎等管理業務を遂行する能力があると認めた者を含む。)
- (2) 営業に関し許可、認可等(以下「許認可等」という。)を必要とする場合において、これらを得ている者
- (3) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日(以下「審査基準日」という。)において、引き続き1年以上事業を営んでいる者(参加資格を有する者であって引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めた者を含む。)
- (4) 後記3に規定する税について未納がない者
- (5) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けている者以外の者
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

#### 3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に次

に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 法人の場合

- ア 法人の登記事項証明書（外国法人にあつては、知事が別に指示する書類。後記(2)についても同じ。）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表
- ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類
- エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- カ 新潟県に事務所又は事業所（2以上の事務所又は事業所を有する場合にあつては、主たる事務所又は事業所。以下同じ。）を有する法人にあつては、新潟県の県税納税証明書
- キ 新潟県に事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法人税の納税証明書（外国法人にあつては、知事が別に指示する書類）
- ク 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 前記2の(6)のア～キまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 個人の場合

- ア 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書
- ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類
- エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満の者にあつては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- カ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書
- キ 新潟県に事務所又は事業所を有しない者にあつては、所得税の納税証明書
- ク 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 前記2の(6)のア～キまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

4 申請書類の作成に用いる言語等

- (1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。  
なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

5 申請書用紙の請求

- 申請書用紙は、新潟県出納局会計検査課で交付する。
- 申請書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書用紙請求」と朱書し、宛先を明記した返信用封筒（角2号）に240円切手を貼って同封し、出納局会計検査課へ請求すること。
- また、申請書用紙については、新潟県出納局ホームページから取得することも可能である。

6 申請の時期

- 平成26年2月28日まで随時受け付ける。
- なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。

7 資格審査結果の通知

- 庁舎等管理業務入札参加資格を有すると決定したときは、庁舎等管理業務入札参加資格承認通知書により通知する。

8 資格の有効期間

- 庁舎等管理業務入札参加資格決定の日から平成26年2月28日までとする。
- なお、平成26年3月1日以降有効な資格については、別途公告する。

9 申請書の提出先及び照会先

郵便番号950-8570  
新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県出納局会計検査課物品契約係  
電話025-280-5490(直通)

## 病院局公告

### 新潟県立がんセンター新潟病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザルの実施について(公告)

新潟県立がんセンター新潟病院医療情報システム構築業務に係る受託者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

平成25年4月9日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

#### 1 業務の概要

新潟県立がんセンター新潟病院医療情報システム構築業務(以下「本件業務」という。)

#### 2 プロポーザルの内容

新潟県立がんセンター新潟病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)の実施内容等については、新潟県立がんセンター新潟病院医療情報システム構築業務公募型プロポーザル実施要領(以下「プロポーザル実施要領」という。)に定めるところによる。

#### 3 プロポーザル実施要領を交付する期間及び場所並びに本プロポーザルに関する質問等の問い合わせ等

##### (1) 交付期間

平成25年4月9日(火)から平成25年4月19日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

##### (2) 交付場所

新潟県立がんセンター新潟病院経営課(新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3)

##### (3) 質問書の提出 プロポーザル実施要領による。

#### 4 本プロポーザルに参加する者に求める資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

なお、本プロポーザルに係る参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出した者に対して、平成25年4月30日(火)までに書面で通知する。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 平成25年4月9日以降に民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続きの申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

イ 平成25年4月9日以降に会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者

(3) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、県税の未納がない者であること。

(5) 一般病床数400床以上の病院の電子カルテを核とした医療情報システムの開発業務を履行した実績を2件以上有すること。

(6) プロポーザル実施要領に定める要件を満たす者であること。

#### 5 参加資格要件の確認に必要な書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し、参加を表明すること。

##### (1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

##### (2) 提出期限

平成25年4月25日(木)午後5時15分まで

(3) 提出場所 上記3(2)の交付場所に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明つきの書留郵便(封筒の表に「新潟県立がんセンター新潟病院医療情報システム構築業務参加資格要件確認書類在中」と朱書きする

こと。)とし、平成25年4月25日(木)午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

## 6 提案書等の提出

提案書等の提出は、参加資格要件の確認を受けた者のみ提出することができる。

### (1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

### (2) 提出期限

平成25年5月21日(火)午後5時15分まで

### (3) 提出場所 上記3(2)の交付場所に同じ。

### (4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明つきの書留郵便(封筒の表に「新潟県立がんセンター新潟病院医療情報システム構築業務提案書等在中」と朱書きすること。)とし、平成25年5月21日(火)午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

## 7 審査等

### (1) 提出された書類は、新潟県立がんセンター新潟病院医療情報システム構築業務業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が審査を行う。

### (2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格要件を満たさない者

イ 提案書等を提出期限までに提出しなかった者

ウ 提案のプレゼンテーションを行う義務があったが行わなかった者

エ 選定委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本公募に関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者

### (3) 次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

ア 本公告及びプロポーザル実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

### (4) プレゼンテーションの実施

提案について、プレゼンテーションを実施する。ただし、選定委員会が、本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類により第一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上でプレゼンテーションを行う。この場合において全ての参加を表明した者に第一次審査の結果を書面で通知する。

### (5) 審査及び結果の通知

選定委員会が、提出された提案書等、プレゼンテーションの結果を審査し、最も優れた提案を行った者(以下「最優秀提案者」という。)と次点の者を特定する。

審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知する。

## 8 契約の締結

### (1) 契約の締結の交渉

最優秀提案者と本件業務委託について契約締結の交渉を行う。

ただし、最優秀提案者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合又は契約締結の協議が整わない場合は、次点の者と契約締結の交渉を行う。

### (2) 履行期限

契約締結の日から平成26年5月7日まで

### (3) 契約書の作成 要

## 9 その他

### (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。

### (3) 提出された書類は、書類の審査に使用する場合を除き、プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。

### (4) 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲においてプロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。

### (5) 提出された書類は、返還しない。

### (6) 参加資格要件確認書類、提案書類等の受理後の差し替え及び追加・削除は認めない。

## 10 Summary

### (1) Subject matter of proposal

Hospital Information System for Niigata Prefectural Niigata Cancer Center Hospital

(2) Deadline for Application

April 25 , 2013 5 : 15 P.M.

(3) Deadline for Proposal Submission

May 21 , 2013 5 : 15 P.M.

(4) For more information, contact:

Office : Management Division, Department of Administration,  
Niigata Prefectural Niigata Cancer Center Hospital

Address : 2-15-3 Kawagishi-cho, Chuo-ku, Niigata-City, Niigata  
951-8566 Japan

Tel : 025-266-5111

Fax : 025-266-5112

## 公安委員会告示

### ◎新潟県公安委員会告示第17号

風俗環境浄化協会に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第39条第1項の規定による指定を受けた社団法人新潟県防犯協会から、次のとおり名称及び事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成25年4月9日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

変更後の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
公益社団法人新潟県防犯協会	新潟県新潟市中央区新光町5番地4	平成25年4月1日